老人雜話

坤

伊5
2052
2

巻

宮城県図書館

老人雑話 坤之巻

一 佐々陸奥守ハ信長濃州の産なり業為と同
信長死去の後去留対決なり佐々
大津ヶ浦に来る成敗を同大津に居て禮とする
陸奥人道大津城中にて武乃物語引ル浅野
四ツ（伊達政宗と戸倉の武人）敗北に成て和平山の内と云人家に隠れ有りしを大変花
後家を妻と陸奥守に与へ中略入新度一橋を
相手取る内丹波を上果角り深谷のさとに
有りと云陸奥守道号ハ原果原殿に石塔を
建て自滅すと云

仙台文庫

一

[illegible]氏の人[illegible]代[illegible]
孫を失[illegible]の[illegible]の冠者[illegible]氏と殺
[illegible]と世[illegible]長[illegible]親討

一

大内[illegible]の[illegible]の山城[illegible]
[illegible]と大[illegible]書物を[illegible]
[illegible]大内[illegible]陶氏を陶[illegible]
大内[illegible]大[illegible]孫微
[illegible]伝長の時[illegible]利元[illegible]陶[illegible]
[illegible]大名[illegible]元[illegible]の又[illegible]
時[illegible]微[illegible]

一

伊豫[illegible]の野[illegible]義経と伊豫[illegible]
[illegible]時代[illegible]義経一代の不[illegible]
[illegible]孫伝長の時[illegible]
丹後[illegible]色[illegible]屋形[illegible]伝長天下[illegible]後細
川[illegible]丹後一国[illegible]一色[illegible]
[illegible]内[illegible]木[illegible]城[illegible]伝
長[illegible]内[illegible]屋形[illegible]
[illegible]城[illegible]屋形[illegible]の師[illegible]
其時[illegible]物[illegible]
[illegible]内[illegible]倩[illegible]
[illegible]倩[illegible]

中ゝ江戸迄ゝ刀代踏ゝ云事ゝ出来ゝ
たの侍ゝ墨墨汚の写ゝ三升ゝてぬきうちゝ
きりけるゝそ
右岡言野ゝ条信乃時刻粥飯をめゝし
宮ゝ出ゝて料理人調ゝまゝる中ゝ大小飯
同言使にゝ云ゝ来ゝ我刻粥と食ゝ人
事と知ゝ持来ゝ料理人ゝ文之ゝ申ゝ云実ハ
拵来ゝ人傷ゝ多人成ゝ事ゝ板の上ゝ
刻みゝ刻粥ゝ成ゝ後ゝ此序ゝ中ゝ
大ゝ怒ゝ同ゝ言ゝ小ゝ言ゝ者ゝ
何ゝ子細ゝ人ゝ成ゝ力ゝ一粒宛刻ゝ食ゝ

人ゝの傷ゝ成ゝ者ゝ右ゝ様ゝ成ゝ事ゝ也ゝ
ゝ有ゝ成ゝ
福島左馬ゝ助ゝ成ゝ者ゝ三千ゝ石ゝ成ゝ
石ゝ方ゝ上ゝ有ゝ志津嶽ゝ合戦ゝ時ゝ
中ゝ大方三千石ゝ成ゝ者ゝ多ゝ
後掃部立野ゝ方ゝ石ゝ又後尾張ゝ成
又後安藤ゝ十方ゝ石ゝ成ゝ
破ゝ衆ゝ刀脇差ゝ成ゝ
と家ゝ有ゝ
右ゝ書ゝ
特波ゝ役ゝ陣ゝ大名中ゝ白限領ゝ加賀仙

蓮華寺ハ別ニ大名ハ
白傅院様ハ白張三百挺　東照宮ハ武百挺
合三百挺宛ハ大名ハ武百挺宛
挺ニ合三百挺宛ハ作兵衛等ハ大名ハ武百挺宛
ハ作兵衛ハ時ハ時ハ京ノ町人
ハ信長ハ張ハ信長ハ人感ハ
信長ハ昌山誘ハ信長ハ来ハ
後ハ者ハ今ハ時ハ之味　攻ハ
後安堵ハ昌山不慧ノ人ハ塔
謀反ハ昌山ハ人数ハ少ハ京ハ一町
人ハ持ハ今ノ東洞院ハ堀
今ハ川口ハ今ノ所ハ西ハ信長ハ夢

少ハ信長ハ上洛ハ城ハ中ハ智ハ陳
ハ元ハ上ハ焼ハ焼ハ中ハ
ハ自焼ハ京ノ町ハ
ハ町人ハ高ハ宮言雄中
ハ所ハ書ハ小河越ハ隠ハ城
ハ城ハ又ハ小河ハ城ハ
ハ信長ハ又事変ハ信長ハ攻ハ公方
西ハ行ハ毛利ハ羽柴ハ信長ハ
阜ハ羽柴ハ古城ハ相越ハ
会ハ攻ハ一向ハ
東ハ信長ハ大坂ハ城ハ

南方御陣の御効ありて一年ニ三度ツヽ大坂ヘ
有けれ共懐中多くて又ハ紀伊の地侍等を懐柔し
故ハ度ヽ加勢しく高名を顕はせり御扱ひ
ろく城と成さんと云ひけれ又ハ弥勝の御子岡
ハ世代父子不和なりし一年程義明父
紀伊ハ度ヽ敗北の加勢来れども敗一度
斗なりしく又扱ふる城と成り扱
東照宮ハ濱松ハ信玄方ヘ度ヽ攻寄せ
ら是程度ヽ信長敗北れけるハ程
副系ハ一揆府ハ完山と云大名兵乱り
東照宮ハ信長ハ物すに武時南人国原ヘ

上洛なくく方ヘ見物に京ハ大坂和泉摂
堺ハ摂津ハ国ハ知識及て信長と戦
ハ是より南人伊勢地ハ越え東国ハ高見山迄
次ハ一揆数せりと云又ハ 東照宮ハ所なるハ
相強府ハ屈なく 東照宮ハ甲州ハ武田
なる国と云者なる長也 東照宮ハ折ハ甲州
早竟信玄の子代ハ亡ぬ信長ハ攻附られ天
目山ハ自害す
義武義昭ハ本地ハ長屋ハ金山と云所ハ七
万石所ハ信長の時信州川中島ハ付
ハ同ハ一揆ハ野ハ陸敵ハ人覚又

十人を前に立て討被る事地に帰る武代生涯
の切腹かり　生前道猶　俗と云所生来迄
敬近くに金ふり　けり　人覚五十人とかく
武蔵国遠く　所世　事
国井橋庄右衛門　武蔵の時代家ふり　不義を
武人　大賀に橋津　助定　と呼れ　大賀の日
彼の鉄小　けり　助定　今用ふり　達ぬ平と
乃為ひ　と　我
氏忠と　松倉　と　俗　平御　ふり　氏忠方に
八弦師　より　八万石と　氏忠の所領ふて
叶ぬ所ふり　見と　渡されを　上洛　人　大賀ふ

一

三家に諸侯国に世に　大賀乃国八万石の地を捨
て諸平城　重忠乃合　親に　節　不便ふり　見と
角　人　渡上洛　を　吳変　生時軍　義之
大平乃力　信　と　果　ふり
福島左衛門　支家　名　言
福島母波　村上義　名重　信紀
大賀玄蕃　丁児　光氏
武村又蔵　蔵前の作者
上月又兵衛　大橋義蔵　ふと　小姓　生
市村　俗　ふ　入
雲治　以後　大坂　山　遠　力　事　ふら　助定　と　俗
竹腰　大賀　生　ふ　渡　ふり　助　定　ふり　ぬ　さ

一

[illegible]

伝光の時の禁中御[illegible]ありしを[illegible]民家[illegible]竹の垣[illegible]萩[illegible]結付[illegible]童の時[illegible]老人[illegible]

[illegible]

[illegible]人[illegible]伝光知[illegible]

[illegible]禁中の[illegible]

[illegible]

一

禁中伝光の時[illegible]無[illegible]の初

近衛殿[illegible]の[illegible]

[illegible]の[illegible]

赤小豆[illegible]

[illegible]

常盤井殿[illegible]家[illegible]建[illegible]人[illegible]中[illegible]の

人[illegible]衣装[illegible]恥[illegible]苦

[illegible]人[illegible]

[illegible]

小[illegible]

[illegible]伝光の時[illegible]

[illegible]世[illegible]小[illegible]

[illegible]

[illegible]といふ墨書に三郎[illegible]あり
宗重三郎　東照宮[illegible]
三河[illegible]今[illegible]
[illegible]時故[illegible]相国寺石橋寺度の大鐘
[illegible]初度宗重後の度[illegible]三郎[illegible]
[illegible]百年[illegible]の事[illegible]脇小路下[illegible]
[illegible]要道[illegible]出[illegible]小路[illegible]一の[illegible]堀池
宗[illegible]者[illegible]二[illegible]の鐘に張度[illegible]三度
[illegible]
樋口[illegible]古鐘の[illegible]柳津の[illegible]
[illegible]時[illegible]
[illegible]還度[illegible]樋口の

鐘に老人[illegible]度[illegible]
[illegible]者[illegible]新[illegible]家南町[illegible]彼の[illegible]
[illegible]樋口[illegible]
[illegible]子二[illegible]
[illegible]古[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]後[illegible]者[illegible]
京[illegible]
[illegible]牛尾[illegible]
[illegible]笛[illegible]
幸坦[illegible]鐘者[illegible]観世又[illegible]

先祖より道成寺なる時分又二郎ハ棄捐ハ
為事有り棄捐の事ハ為ふく男色之
勢いすくれ是れ物を知る事類ひなし
小次郎ハ伝長の時分書上ありと云伝長初
ひより小次郎の[illegible]ハ[illegible]と云ふ是を紙四上
ふくく小次郎と和とすると云ふ見ハ大徳寺
中人ハ能ふく内ふ僕を殺されとり綿れ書
男色ふく主者ハ富と云ふ也
存生ハ是ハ[illegible]
大宮内裏ふくの内ハ度ふの事ハ[illegible]
ひ[illegible]ふく[illegible]対言野清ふと言ハ清小ハ

大政不ハ御[illegible]ふく[illegible]の[illegible]
事ハ[illegible]と
[illegible]毛利輝元[illegible]
[illegible]
[illegible]
大花道知ふ[illegible]
道意ふ東洞院三[illegible]
[illegible]
[illegible]
二十年下[illegible]
[illegible]

一

平花ハ早世して深由の號ハ大花の宗悦なり
又立なり宗悦ハ二花として今の長谷川又なり
伊勢の津の者なり道紹か弟林浄ハ小
皺をゆるし紹皺ハ家をしりぞき又立なり
古皺ハ早世すり小笠用なり平花為ニ如何
こゝろえし小皺ニ又立
大花道紹是ハ道入といふ者の子なり是又其
今ハ日反蓮の弟子なり是ハ高増の弟子なり
をも道入同心なくして高増の師三の橋氏の寺
弟子なる高増三の橋氏の弟子の弟子なり
老人少年の十比洛中見者の名ある者狂歌ニおゐて

一

有り
観世や　朱心　祖竹よ　笛渋
秋氣　全山　田村なりけり

法花乱といふハ百七年以前の事也　日蓮
老人の父親在京の時ハ一二歳の頃也
宗門をもつて京中に住みがたく成りけり
山より追放せられ法花宗是非なき
大坂の合戦有り今在京の者も法花の旦
那多し合戦の時討死せし人数多有り老人の
父の祖父も討死しけり此時ハ出家の儀なく
故に上洛せし人故をかけし

一

公方大納殿の御はなしにて京都と
南方のようすあり 阿波の公方軍と戦 京
の公方と攻ようしゝ事 討取 の戦之
帰る老人 少年乃ハ 信の濃 阿波の安
よりとゝまるもの多 とゝ 乃の事のよし
いとり

一

公方 義稙殿 馬 責 為 蔵 戦
少年の時 ふり
伊尾 義稙殿 義澄殿 祐 義澄 法
ハ伊尾 ふり 松 好 泳 九の渡
京 焼 見

一

十五ヶ日 都 野 多 人 雲 雀
ゆ 見 松 ふ
意仁記 見 ふ
言 藤 伊 伊 肥前の名護屋 法 法
加 清 ハ言 肥 後 境 藤
と云城 藤 加 肥 者 ハ
肥城 肥 ハ 時 藤 信
七 義 義 一 攻 伊 城 取
攻 の大 梅 内 東 信 者
伊 表 の城 門 寺 井 阿 井 長 藤
と 者 大 攻 城 城 又

かゝる天下無双乃切支丹ハ一揆の故右衛門
高麗え渡海も止る事となりしとの申出にて井上筑
後守建し其の後寛永感状ニ井上治郎ハ絶治め
其ニて知行千石絶治ニ没落の後ハ大坂ニ
隠居ニて居ル其子に三百石を与へ近江死
して今ハ常唐浅右衛門孫にあり今井上筑
乃功を感して右衛門方へ紙と与へ人を寄へとも三
成りさへして止る事とそ

一 世上ニ金銀沢山ニなりしハ勝手不足なり
台徳院殿の時佐久間不干といふ者不持の雲山
王云家康金銀法ニて黄金百億ニなりしとも

一 台徳院殿御他界遊し御仏殿を立んと宣ひけるに
節金二十貫ばかりに七千貫不足せりと今の世と
甚だ遠せり南都東大寺の奉加に都合
五拾両寄進せんと云れ更に千早しく
潤ひなりと云 東照宮に見へたり

一 府の蔵を見て軍人に問ひ候へば申幸功良方より之
明智謀反の時家老には志をせ常平に志せし
西国立と流れ亀山より星本穫ありし
乃すへ相もむしろと云へ共京の方へ成者と
推し其故何人不審に桂川を渡して御船を
す東へ向き信長の御座まて本能寺（今の本能寺の所西洞院通三條二町下ル）

山門衆徒信長滅亡ス火ケ年毎年
仁義の事を言ふ新生衆の住所ハ
ふかき場の城ゆゑ吉長法華寺本戸
有て採の間に吉長法華寺の智覚の
僧侶ふつゝと相量ス云ふの時結色白ス
い知ゆゑ何ゆゑ合ゆゑ事ハ人の言
葉を割ず昌叱ハ合ゆゑ事ハ言ふ
相国寺ハ火ケ年毎年ハ城助殿の
ゆゑ人の言ふ相国寺の言ふ相量ス高辻町
ゆゑ陽光院の上より高ハ
水色の袴袖妙言ふ方〳〵事ハ言ふ相

昭覚殿の僧侶ハ皆人知ぬ妙言ふ吉谷の宮
町芸師町ハ芸師町ハ芸師ハ芸師ハ芸師ハ
空て南都乃陽光院殿の吉長ハ沈沈の法祈祷
かゝる城助殿様ハ陽光院殿禁井殿
高丸の方ハ吉長ハ妙言ハ肩衷ふく人
背屋ゆゑ行又公方家ハ西親町殿陽光院
殿をハ人まひ相ハ吉長ハ家ハ西親町殿ハ入陽光院
殿ハ院ハ所ハ敵ゆゑ
門ハ義ハ時ハ風子見ゆゑ後海ゆゑ
ゆゑ諸士ハ皆大産ハ居ゆゑ西親町殿革ハ
昭布ハ門ハ法ハ持ハ諸士ハ人ハ

時新色変りて去る四月廿五日家を切り歴て
也高倉楊梅に住居す此年新色変と者を
討死すと云楊梅と者は堀河と云の
ゆえを相兵衛町の家町の家町の一ての
屋敷を切り人の家を焼て楽人の
家を入紫衣洞院殿かくて別
位に公家ゆえ洞院殿て頂けり故に道
を破て住居の時知る所也使を
て町人の者通ると云ふ故に
云ふ人と云の年の刻ゆえ東へ移
利節御門楊梅を近江小路と云ふ焼亡

けり故に御門内を通ると楊梅を過ぎ
安去へ行安去に取て居る人数と
て去る頃の時知る所の七日安去に
けり信長の者光秀に蒲生氏一夜の
発ふ門に入揚と玉井ふと
ゆる時大和国を筒井
けまを延ふ安去大和と新に和泉の
今迄浅野殿
走る陣に陣に
和泉に洞院
時知大和に

施せられ候ものに別る迄の土民共
見物に行き候所に西の
知り候所に立寄り
路すがら有すると云ひ
西の方きり下り候
鉄炮の玉薬
用ひ
三所山海宝寺の
ばくと
桶箱を取出
けるに山科越
一
やうやうとくと死
北の後に上りぬ
を通ふ方向に帰
方居れ時分
とと絞る所
いる程ふり
蒲生の家
今公方家
大蔵卿
三丁西の
後京極
一
一
方居所知
井水
水
獄
の横
清水
中夜

九條殿之今年傳家

一 梶井門跡之世之寺伴頼の書る詠歌集有
俊經と云代目より俊經の朗詠の意味する事

一 古器に成門の郡 [illegible] 時 [illegible]
[illegible] 古器之事ハ彼綱き人も [illegible]
俊くるせて [illegible] と云 古器見のしく [illegible]
百石ハ初ハ武百石ハ後七年後の時之古
与又神ハ肥後武拾万石と与
氏より野ハ武万石門分上より古関伊七の
杉坂ハ十万与ハ後今年ハ一百万石成
与

一 氏門を智者氏門ハ官同 古器後同 [illegible]
馬浅法ハ人やと答曰彼ハ人ハ従者法ハ人と
又同天下門主ハ人ハ法と答曰加賀又意
と [illegible] 又石又 又右馬
すと [illegible] 東照宮 是ハ [illegible] 又意
下と [illegible] 人ハ [illegible] 車と同ハ同 [illegible] 天
通量ハ又右馬ハ加賀人ハ [illegible]
きれハ取へきハ [illegible]
加賀ハ [illegible] 大坂 [illegible]
吐人 [illegible]
武時 東照宮 [illegible] 法会有 [illegible] 同

心ゟ一度加賀へ休息あるべき旨
東照宮ゟ大坂へ入城
東照宮ゟ屬ス

加賀藩ゟ西門先ゟ大坂へ義兵義文（元和元年）庶林
集人（五千石）仮田駿之助（三千石）三宅角左衛門（三千石）
仮田三宅ハ芸藩へ奉仕ス
又者ハ仮武門ゟ時藩角兵衛
ゟ離ル人数押ル
ゟ者ハ芸藩ゟ者ハ
屬ス
合セ

偽金ゟ
家人ゟ
代ゟ
老人
利休ゟ
名物ゟ
名物ゟ
芸藩ゟ
芸金十一枚ゟ求
加賀ゟ
宗徳ゟ
茶湯ゟ
代金ゟ
織部ゟ
金拾枚ゟ

寺ノ持来リ蓋ハ時ノ内ヨリ取出シ
為庭前御所ハ江戸ヨリ下西ノ大
少庭塵ヲ為ト
日野前御ハ日野ノ時ノ大文字屋ヨリ貰ヒ時
老人ノ時ヨリ此茶入ヲ金五十枚ニ貰ヒ約
束ノ内ヨリ五十枚ヲ出シ
四拾枚ヲ成ル為ニ前ノ方ヲ
一度事ヲ為ル為ニ
ヲ空ハ見セケル代物ニ
庭ヲ遠ク大文字屋ヲ
小倉ノ色紙ハ元来伊勢ノ国ノ
百枚押ヒ
一時一双ヲ小西ノ
ヲ色一双ヲ更一双ハ
世ヲ
八重咲ノ歌ヲ
利休ヲ道安茶ノ会
ヲ露ノ一声ト
思ハ
花ヲ
声ハ今公家ヲ
古屋ノ
ヲ家ノ武勇ノ人ノ
ヲ家ノ
ヲ家ノ
一時一双ヲ小西ノ
ヲ色一双ヲ更一双ハ
世ヲ
八重咲ノ歌ヲ
利休ヲ道安茶ノ会
ヲ露ノ一声ト
思ハ
花ヲ
声ハ今公家ヲ
古屋ノ
ヲ家ノ武勇ノ人ノ
ヲ家ノ

右弓矢作者ハ盛ヨリ今ニ至ル迄世ニ稀ナル
名人ナリシ時等云ヘ三倍ヲ倍ト云ヘ共ハ
十倍ヲ云ハンヤ中半ニ属ヒシ云ヘ共矢芸ハ
相ヒ違リ古賀氏ノ者ハ[illegible]カ[illegible]ヲ
名目ニ高田表八郎ト云ヘ以来基ヲ取リシ者
器量ヲ[illegible]成代中通成ト云ヘ
宮表面殿ノ事ニ元来備前ノ士ニ有リ浦上ト云
者備前国作ノ高田ノ地中郡ニ高田城ノ浦
上ノ家ニ有リ古家ニ恩ヲ受ケ者ニ玉郎ヲ持
ナル人ト縁者ハ成ル浦上殺ス集ニ来ル
度ニ寄ル者ニ恩浦上ニ殺ス遂ニ備前ノ
高田の[illegible]ハ八郎ノ家ニ出家ニ成ル中陸
の事ニ[illegible]備中ノ松の城主の時ハ
の中出来ル[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
八郎一味ニ[illegible]力ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
切腹させ老ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
成ル年ニ[illegible]ノ[illegible]
前ニ[illegible]息女ヲ養女ニ[illegible]八郎ノ[illegible]
此時ニ[illegible]ハ八郎ノ[illegible]
生ル[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
八郎殿ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]
有ル[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]八郎

一

慶長五庚子の後宇喜多中納言
秀家は治部か謀乱に与して治部と同しく方々へ
東照宮御利運に成て八丈か島へ遠流せらる
今に存生なり（元和の歳老人六十九かくれなり）
金吾中納言秀秋は政所の姪なり政所の養子
ゆへに太閤養子となされ始は備前中納言
と申されけるか筑前一国を賜はりて筑前中納言と云
治部か乱に忠をなして伏見の城を攻落し侍[illegible]
忠節東照宮へ内通し其後備前美作を賜はる
備中[illegible]申しく[illegible]金吾中納言と[illegible]
時[illegible]の[illegible]と[illegible]れ[illegible]

一

なき代えて心変し治部か乱に関ヶ原にて
東照宮へ忠を尽し治部を攻亡しける功にて備前
美作両国の如くなされしかともなく程なく
いなりしなり早世なり家を嗣子なく
治部少輔木下右衛門大夫か内[illegible]
香炉の事[illegible]といふ事[illegible]人[illegible]
て後長盛[illegible]香炉と香合と香[illegible]
出羽料理[illegible]時[illegible]を[illegible]の[illegible]
太閤に上宮香炉[illegible]
太閤[illegible]懐に入[illegible]の[illegible]
[illegible]の人[illegible]の客又香合の

一 香炷服盤ヲ仕さしき左の袖ニ入てかくし
出すり手御客の如し末席にて焼候時
ハ一炷焼香炉を上客にすゝめ上客より
手に取まハし客人のあるまゝ客人あまたにて香文
斤六人なるゆへ一炷ハ斤香合を入るなり大きさ
二寸五分厚サ八分ほとなり料理過て後又客
の成る時ハ座上ノ障子口ノ戸障子焼き細目にあけ
袖に入てまとめ香と焼て出し焼香して後座
法也香炉も出青磁の器ハ焼用ゐ[illegible]
瀬戸物ハ[illegible]あり古瀬戸也
茶屋小柳前にて香炉焼座香焼さ廿焼也

薫焼きかた法なり

一 伊豫の古寺より出たる家中華名傳の清色戴く
七幅也し世間にハ有り銘版清盛書き一幅なり
古井大炊殿より一幅と茂右林と妙道と画筆の跡
あり井伊掃部殿よりも一幅是は定門の手跡也色紙あり
数屋にて依りて方にありとそ焼石に焼く

一 對馬より高麗へ四拾八里乃渡と舟にて今は海より
つて下官者も是に居る倭館とて日本人是に居る今
山海より朝鮮乃都まで道ある所とて是に来て
とてハ上官の者居る

一 煙管の儀は道の事也し受くるといふハ細川越中守

一　滝野宋女三号京丹後小姫孫一城和多毛
保宮存生之時林道春昌書編次求行後
て教通卿出世以前の歌人さる由
にて御ふかさを得宮殿の人の沢日道春に非
ずとの説昌書偏僻なるに入申候ふ
ものなく非通卿の事なれば
さる遠く松山殿なるべ
吉田兼倶卿文章達徒綱代也と戸田
以春と云者信長失りと云歌を送今亡
野堀内清原極蔵と云ふ和歌を当時の
物語極蔵と云外記環翠軒の号孫也

一　善光院殿小野宮法華寺時元祐の年
の者なる今下の日記の筆法に
善光院殿の八福の孫にて同明と
同じ宮へ之　東貞の海の
心なく和歌をしし
少年蓮阿上の歌の下句
土肩なる所なり
白きものなりと云
前より霊夢の小姫
小姫恨と云遊女
昌求げ舟に乗り文武時に京清水に松山

有しに御屋敷迄薫地内の比類外に
ある屋かゝる地を迄ゝ不審成者有り能見届
ゝて人を遣はす者ゝ家の内ゝ彼少年机の上
に書物焼果て居ゝ公方様御のゝて
居ると思ふ所に行ゝ老角
ゝ及ひ洞と云ふ公方様迄
ゝ又ゝさせ御ゝ比ぬゝ迄
れ一書取出ゝ焼捨の中迄頂けゝと不
公方様ゝ義を苦ゝ傍ゝ
来れゝ兼ゝ夫陸奥と我ゝ時ゝ能きゝ鶴の年
に利殺ゝと此時公方様帯せ給ふ所ゝ

光ゝ名物ゝ切ゝ所ゝ同明刀脇ゝ
就ゝ年死ゝ上方様ゝ科ゝ林ゝ獄せ
ゝ度ゝ者ゝ知ゝ遣ゝ国ゝと云ゝ何
御遠ゝ帰ゝ依ゝ事ゝ此獄中ゝ
叡山ゝ伊賀地蔵ゝ平家ゝ
宅地房ゝ西ゝ河ゝ原
平門ゝ後僕ゝ
宅ゝ鋼ゝ事ゝ北時ゝ知ゝ坊ゝ出
ゝ大ゝ私記ゝ文義甚ゝ今
叡岳ゝ生ゝ今ゝ宅地房ゝ
近衛ゝ新山ゝ蔵屋敷ゝ又ゝ裏ゝ時世

歴に御座す今用る所佐賀藩の親山の
初製なり素袍の袖なりと云れ驚かへ
たりしものなり

一 雪踏に元加る事に利休のと云伝へ

一 本編笠袋今の製の如き事に長崎に新梅
初製と云秋の事なりと云時是始なり

一 事の屋に座ちの紋屋と云事なり此上京坂本
とく事の舎を好むなりと

一 松と日る事の名
と事 此号に初る紋 今紋と云
一説故道三秘伝なり人の言偏斗り也人よ
と云心なりと宗易少後なり事

一 明智の回佛乃ち城を家康と云武士我た
八武略と云古民百姓のかたりゆきなりと云言葉

一 古国伝見在城乃時 鉄炮口五年に放す者
世を産る人皆怪む 古今曰大名 [illegible]
く帰さに迄多ふ玉世 [illegible]
笑ふ [illegible]
世古伝 [illegible]
丁御座の出 大宮吳
きやまかり [illegible]
古国伝ふ云 [illegible]
ふふ主 [illegible]

一

一

[illegible]城まで女子[illegible]を強くする者[illegible]人拾けて行方
[illegible]ゑ来り件り石田三成の息女なりとて
[illegible]へ[illegible]山門孫[illegible]さん欲[illegible]
信長五十[illegible]今川義元[illegible]方の人[illegible]海
に[illegible]級り義元[illegible]首を取り川尻與[illegible]馬と書也
後信州[illegible]死す此時信長清洲[illegible]
[illegible]失[illegible]年ふ[illegible]拾[illegible]
拾量する[illegible]馬を[illegible]田の神[illegible]
[illegible]
是武[illegible]也扨大[illegible]
[illegible]時[illegible]前[illegible]敦盛の人[illegible]

一

五十年[illegible]拾[illegible]人拾[illegible]押
[illegible]義元[illegible]
[illegible]勝利[illegible]
[illegible]七[illegible]
七[illegible]
淺井[illegible]合戦[illegible]
[illegible]人
玄蕃[illegible]
石田[illegible]原に大軍[illegible]
東[illegible]宮の[illegible]
の城[illegible]攻[illegible]

志く引退四ヶ原の陣屋を乞んと揚らんとし
けるを又呂東指未て沸華塚と云所ニ人数
湊ける軍の折ゐ井ひ路とて本城ゑ引んと
せし時路二筋有浅井殿ハ本城ゑ引て小松
の城の宮道をも通りし山は之の通ハ小松え走り
本城えも来りしに山方近江山僑ひの辺を稀りて
取んとて小谷ハ大勢ニて敗路して其家の子
等もも一に揖りて出てまもなく浅井殿を守る其の
如く人数を預るしまへ出川たり古新九郎
原来て通る浅月勢て小松が江口三郎本陣出
て宮家下九て原来て敗小月け時本田但馬と云者返

合て浅茂實此時返合者七人浅井殿の
七本槍と云ふり丹羽方より人斗切名する者
有て走けり引けると我し
江口三郎左衛門ハ丹羽を諸め越前勢門君ハ下石まき
も一万石取す越前丹家の子に云る木基平と
武勇の者有形ニ者の一万石取するを怒りて
武時江口膝ゑりて何て云中りハ上一万石式座
人とふハ人ニ武へ人といふも古京殿様の子ニ成
取ヶ云出されて言知りを取をまして云る木尾
もさまを辞にてらんといふて退とそこし江口
平時家前にて分武功ゐと云京我ま文なとの中八

八百度も之をいろんと之に行はれ武のみなあ
ゝ戈を勝ゝ[illegible]者ゝ[illegible]ゝ[illegible]通ふあり

一

明智丸の時ハ　東照宮堺を[illegible]府ハ信長羽柴
筑五郎を[illegible]ゝ　家康ハ堺を見へせよと
て[illegible]ゝ実ハ先ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]害す[illegible]
[illegible]ゝ　東照宮ハ[illegible]ゝ明智
軍　起りゝ[illegible]西国の上りの時伊賀越
と参河の[illegible]に池[illegible]明智軍ハ
東照宮ハ[illegible]ゝ[illegible]事也
多勢信[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
山崎合戦の時明智[illegible]

一

早丸[illegible]桂川乃渡守に銭拾貫文ゝ[illegible]
信[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]渡せよと云[illegible]
人[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]
武士有七十万石[illegible]
石成ゝ時[illegible]
一味也ゝ者[illegible]
十[illegible]
伊[illegible]

黒田如水病重く死前三十日ばかり諸侯
を呼寄せ諸侯相応のもの日病重く藥
効なの辭をなすべきを人のこと
る筑前守云筑前守如水の人過世
密云諸侯にて先ず寛
のことを如水耳聞者小声にいたれば
其ゝ如水の為之効なのこと諸侯云
ず筑前守成ぬ為なり
諸侯八金樽五ケ国を伊ふ
ふ如水の死去十九ケ国半大名八ケ国
ゝ力者なり

相宮淺野紀伊守ゝ子一腹を濃州
生於憂患而死於安樂と云ふ藤治紀伊守
長い日ゝ家石田治部と同治部
生ゝ半ゝ人派を入らるゝ
国ゝ今治部死ゝ上
佐井治部ゝ是ゝ
高事知る者ゝ聖人の
羽柴長吉ハ太閤の小性
尽式時人ゝ
ゝ故ゝ人皆毒の
治部ゝ妹ゝ長吉顔色能ゝ

一 神馬彈正左衛門ハ去る時ゝ播州辺ハ大
名なり
一 一柳監物ハ鉄砲ゝ打合といへハ沖の外
いかゝ無乃符堅ハ無刑法井上
彈正正法名由也 [illegible] 去ゝ彈刑法井上
主斗と新しゝ名ゝ 細川ハ各洋海さく老
當ゝ [illegible] 殿中ハ [illegible] 於て前代未聞の事なり
と申ゝ府と去ゝ又重ゝ年号元とき良
人ゝ殿中ゝ [illegible] 又あるとき
老中今ゝ米言おゝ民困窮ゝ
洋偏ゝ時由也 曰老中の歴々米の賞

根津帰りなれば居る不審に存ぜし故と
しかるに重ねて問ひけるに当時の事情なる事
なりと伝へ
言葉門書小奪鶴越論と云の事
織田信長の家臣太方河内名乗る者地侍家
是四郎門と云者大谷内庵ヶ事あるに
て信長を撃つ時世人世の勝ると
乃者なりと太方抱附く斬りけるとて
相国寺蓮華院宣長老董甫大僧の使の事なり
慶宮の伯父なり事時の無事一の要者慶宮
て辞首座にて慶宮の事を述べ抱の亡れ
ぬ

迫付き抱ふり事時の人宜と勝ると人と智
を人々云ひ（さく）慶宮の除出る人と事
なりと
小保大臣松田尾張の部子蒲原新二郎
是人有り太谷の方より内通引入れと
二男松田左馬助内少せられに依る
入宮と内の者云合せ是を機の内より出て
小保の城に入抱ると告し出る知行
尾張大守に抱口廣
不文出る文出る通りと後る古河黒田奴者
なて左馬助を深せ抱を深せ知

一 水の字深りしよ辞かく尾張と新六と云津ノ大宮
如水と云ふも字深きが如く別の子細あり是
如水一生の情事なり左馬助信ふ加賀大納言殿
ともに五千石を給ふす死すとぞ
一 信長ハ天性容貌の人なり大撲夫の三書打し
たるに焼栗そへつ摩与ふる様の人なりけり
大名共を多く殺し家代ハ家臣代まで六
其身の却なる人ハ如何なる人為なり古今比人
ニ能通しさて子打し御後様彼家を亡し度
事ニ家ニ下されよ近江小谷歌を信十二名を
切果させんと云ふ信長大ニ悦ひて方々の七人

といふ古今曰御未来は義中ゆくハ南星か二三ヶ月二ヶ月
三ヶ月のち討取給ハんと申さしかとく朱雀を出竹
中半兵衛も名将を副らせ播州の討立ちなり古
今高名すくなし加藤左馬助信ふとぞ
一 東照宮の出来戦七ヶ度なり 十三塚 額田
長湫 鍵沢 姉川 川鰭等なり
一 小田原陣の前年 東照宮の板ひの時長曽
我部を信長に
一 武士の名高き者信長古今の不立の者多し
其外に名高き者
林長兵衛 堀監物 伊木豊後

[illegible]報應の理[illegible]雜[illegible]細川の先[illegible]
[illegible]池田瞞入[illegible]の乳母の子
[illegible]城[illegible]
[illegible]弓戦[illegible]小牧野[illegible]
[illegible]の賜[illegible]
[illegible]重[illegible]の人[illegible]孫[illegible]
[illegible]伸[illegible]
[illegible]

老人雜話坤〻巻尾

我外曾祖父專齋翁所曾聞見事實雜話
父執坦菴先生每聽即記之而深藏於筐笥
題曰老人雜話先生姓伊藤諱宗恕坦菴其号
也宝永戊子八月卒年八十六今家君半自
繕写之時年八十五叹喜叹懼

宝永庚寅孟秋

坂口郁　謹書

右老人物語ハ頃年無覆ナルヲ不可実
相国氏ハ章秘蔵ナルヲ有者ヲ頒ツ元需ハ不
依テ書写ノ効ヲ以テ且ハ章伝ヲ
云ヒ出ヲ粗有ト雖ト今ハ幸世ニ有所ノ
数冊ヲ以テ故先師相国氏彼世ヲ
誤ヲ正ニ依テ乱頃ヲ拾人ヲ改正ヲ遂
ルニ不也ヲ云テ予見ヲ見ルニ先師自筆
以彼一部ノ内假名ハ濃ノ字ノ遠ハ或ハ
文字ヲ正字ヲ悉ク朱ヲ以添削ヲ
感ニ堪ル余有ト云ヒ所ニ依テ予書
写ノ仰先師ノ添削ノ数ヲ正写セリ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

尾[illegible]記[illegible]

[illegible]事[illegible]

先師の[illegible]

[illegible]

以[illegible]

者[illegible]

寛政七乙卯秋写之

[illegible]

十八の二巻

安政三辰の年　初巻

相模国の十六年　手習下巻

相模国の十六年　写さと初きたる

八月十五日　平習

源康哉

安政三辰